

香川高等専門学校(高松キャンパス)三和電業グループ奨学基金取扱規則

制定 平成30年7月10日

一部改正 令和2年11月26日

(設置)

第1条 香川高等専門学校(高松キャンパス)(以下「本校」という。)に、三和電業グループから受け入れた寄附金を原資として、三和電業グループ奨学基金(以下「奨学基金」という。)を設置する。

(目的)

第2条 奨学基金は、本校に在籍する学生の修学及び学術・文化・スポーツ・社会活動等の諸活動を支援・奨励することにより、豊かな人間性を有し想像力に富む実践的な技術者の育成を目的とする。

(奨学基金の管理)

第3条 奨学基金は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則(平成16年規則第45号)の定めるところにより受け入れ管理する。

(奨学生の資格要件)

第4条 奨学金の給付を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、本校に在学する学生で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 経済的理由により修学が困難と認められる者
- 二 学術・文化・スポーツ・社会活動等の分野で優れた業績を上げ、さらに高い目標に挑戦しようとする者

(給付期間、給付額及び給付時期)

第5条 奨学金の給付期間は1年間とし、年度ごとに選考を行う。

- 2 奨学金の給付額は、一人あたり10万円とし、採用時に一括して給付する。

(奨学生の申請)

第6条 奨学生としての採用を希望する者は、別紙様式の申請書を校長へ提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第7条 校長は、申請のあった者の中から学生小委員会の議を経て奨学生を決定し、本人に通知するものとする。

(給付の取り消し)

第8条 奨学生として決定された者が、次の各号の一に該当した場合は、奨学金の全部又は一部の返納を命じる場合がある。

- 一 奨学金を給付されている学生が休学、または退学した場合
- 二 その他、学生が奨学金の給付が不適当と認められるに至った場合

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、奨学基金の取り扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年11月26日から施行し、令和2年11月1日から適用する。